

群労発基 0904 第 3 号

令和 6 年 9 月 4 日

一般社団法人

日本労働安全衛生コンサルタント会

群馬支部長 殿

群馬労働局長



群馬県最低賃金改正決定の会報誌(紙)等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、時間額 9 3 5 円から 9 8 5 円に改正され、本年 1 0 月 4 日から発効することとなりました。

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されることから、当局においては、各種の広報活動等を実施し、改正された最低賃金額の周知徹底に取り組んでおります。

つきましては、別添掲載例文を参考にいただき、貴団体（社）が発行されている会報誌(紙)、ホームページ等で取り上げていただきたく、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた支援策の一環で、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する制度「業務改善助成金」のご案内のため、リーフレットを同封しましたので、会員企業や関係企業等への周知について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【照会先】

- 最低賃金改正周知 労働基準部賃金室
電話 027-896-4737
- 業務改善助成金 業務改善助成金コールセンター
電話 0120-366-440

【掲載例文1】

～群馬県最低賃金が改正されました～

確認しよう 最低賃金！

群馬県最低賃金 時間額 985円
令和6年10月4日から！

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）

又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

賃金引上げを支援する各種助成金もご活用ください。

○各種助成金のご案内はこちら 

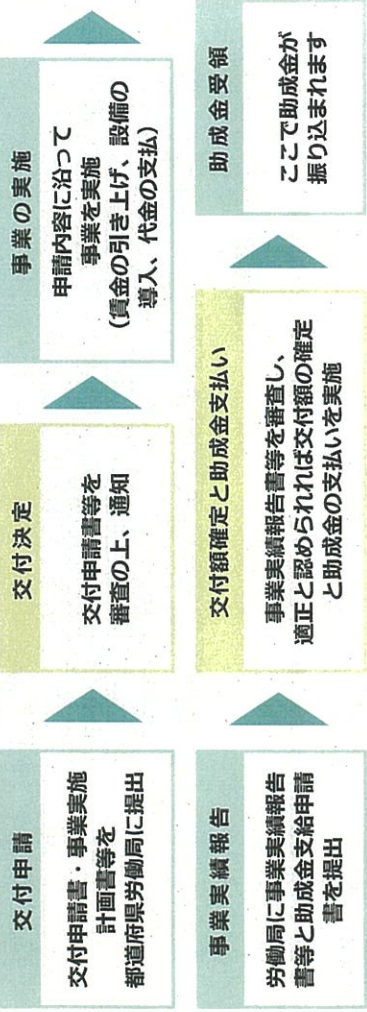


※ 掲載例文（QRコード）のデータ送付につきましては、以下のメールアドレスより依頼していただきますようお願いいたします。

○メールアドレス：chinginshitsu-gummakyoku@mhlw.go.jp

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に算集を完了する必要があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

令和5年度からの主な変更点

- 生産要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日までできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



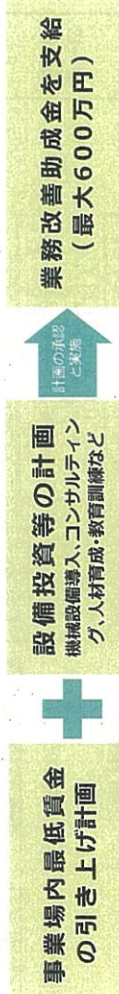
(R.6.3)

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
（事業完了期限：令和7年1月31日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただけます。

対象となる設備投資など

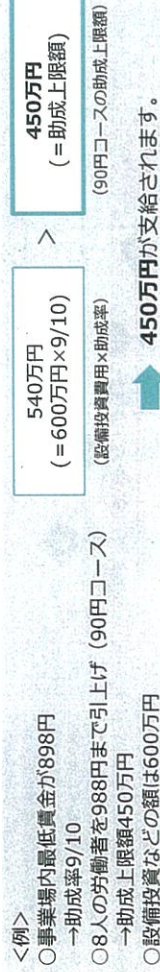
助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。



申請の流れや注意事項は裏面をご覧ください！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をご覧ください！

助成上限額・助成率

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業場	事業場規模 30人未満の事業者
45円コース	45円以上	1人	30万円	60万円
30円コース	30円以上	2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
60円コース	60円以上	10人以上*	120万円	130万円
		1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
90円コース	90円以上	4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
90円コース	90円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
90円コース	90円以上	7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
		1人	90万円	170万円
90円コース	90円以上	2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
90円コース	90円以上	10人以上*	600万円	600万円
		10人以上*	600万円	600万円
		10人以上*	600万円	600万円

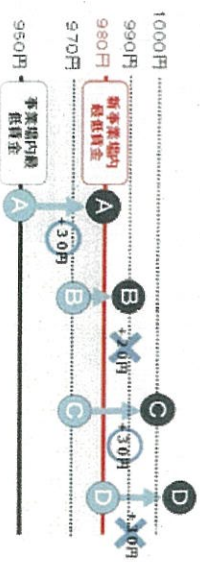
* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	② 物価・賃金等要件
申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

* 「%ポイント (パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を算出単位です。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規導入に限ります)。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者(②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貸知自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規購入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

生産性向上のヒント集 検索

① 賃金要件

② 物価・賃金等要件

③ 生産性向上のヒント集

④ 助成対象経費の特例

⑤ 申請の流れ

⑥ 申請書の作成

⑦ 申請書の提出

⑧ 申請書の審査

⑨ 申請書の決定

⑩ 申請書の決定後

⑪ 申請書の決定後

⑫ 申請書の決定後

⑬ 申請書の決定後

⑭ 申請書の決定後

⑮ 申請書の決定後

⑯ 申請書の決定後

⑰ 申請書の決定後

⑱ 申請書の決定後

⑲ 申請書の決定後

⑳ 申請書の決定後

㉑ 申請書の決定後

㉒ 申請書の決定後

㉓ 申請書の決定後

㉔ 申請書の決定後

㉕ 申請書の決定後

㉖ 申請書の決定後

㉗ 申請書の決定後

㉘ 申請書の決定後

㉙ 申請書の決定後

㉚ 申請書の決定後

㉛ 申請書の決定後

㉜ 申請書の決定後

㉝ 申請書の決定後

㉞ 申請書の決定後

㉟ 申請書の決定後

㊱ 申請書の決定後

㊲ 申請書の決定後

㊳ 申請書の決定後

㊴ 申請書の決定後

㊵ 申請書の決定後

㊶ 申請書の決定後

㊷ 申請書の決定後

㊸ 申請書の決定後

㊹ 申請書の決定後

㊺ 申請書の決定後

㊻ 申請書の決定後

㊼ 申請書の決定後

㊽ 申請書の決定後

㊾ 申請書の決定後

㊿ 申請書の決定後

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日まで引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。
- ・ (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金 (1,000円→1,050円) が発効される場合
 - 発効日の前日 (9月30日) までに事業場内最低賃金の引き上げ (1,005円→1,050円) を完了 (※)
 - ※併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円であることを、定めていただく必要があります。
- ・ 対象!
- ・ 対象外